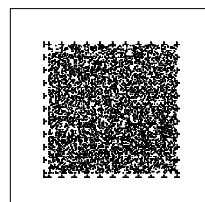


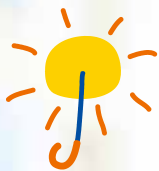


日本司法支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

このマークは、高齢者や視覚障害者のための音声コード「Uni-Voice」です。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞く事ができます。





法テラス設立の目的

司法へのアクセスは、全国の相談窓口が一つになっていないため、必要な情報にたどりつけない、経済的な理由で弁護士など法律の専門家に相談ができない、近くに専門家がない、といった様々な問題がありました。

そこで、国民のみなさまがどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようと、綜合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に政府全額出資で設立された法務省所管の公的な法人が、日本司法支援センター（通称：法テラス）です。

法テラスでは主に5つの業務を行っています。



Index

主な業務内容	2	主な業務の概況／	
情報提供業務	3-4	関係機関との連携による業務運営	15-16
民事法律扶助業務	5-6	設立の背景／組織と運営	17-18
国選弁護等関連業務	7-8	全体組織図／事務所の種類	19-20
司法過疎対策業務／スタッフ弁護士	9-10	全国の法テラス事務所	21-24
犯罪被害者支援業務	11-12	法テラス運営理念／ <small>法テラスに寄せられる 皆様からの声や各種ご寄附</small>	25-26
受託業務	13-14		

主な業務内容

情報提供業務

- 問合せ内容に応じ、解決に役立つ法制度や相談窓口などに関する情報を、電話・メール・面談により無料で提供

国選弁護等関連業務

- 法テラスと契約した弁護士を国選弁護人等候補者として、裁判所に通知
- 国選弁護人等に対する報酬等の算定・支払

犯罪被害者支援業務

- DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対し、資力にかかわらず法律相談を実施
- 刑事裁判に参加する被害者参加人のための国選被害者参加弁護士候補者を裁判所に通知
- 国選被害者参加弁護士に対する報酬等の算定・支払
- 犯罪被害者支援に関する情報を提供（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士も紹介）
- 被害者参加人へ旅費等を支給

民事法律扶助業務

- 経済的に余裕のない方に対し、民事に関する以下の援助を実施
 - ・無料法律相談
 - ・弁護士・司法書士費用等の立替え
- 認知機能が十分でない方に対し、資力にかかわらず法律相談を実施
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対し、資力を問わない無料法律相談を実施

司法過疎対策業務

- 司法へのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させて、法律事務などを取り扱わせる

受託業務

- 日本弁護士連合会委託援助業務



【情報提供業務】

情報提供業務とは、利用者からの問合せ内容に応じ、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務です。

（総合法律支援法第30条第1項第1号）



コールセンター(法テラス・サポートダイヤル)

情報提供の概要



法テラス・サポートダイヤルの特徴

- オペレーター
研修を受けたオペレーターが対応にあたっています。
- 平日夜間・土曜対応
お勤めの方などにもご利用いただきやすいよう、平日は21:00まで、土曜日17:00までお問合せを受け付けています。
(祝日・年末年始を除く)

地方事務所での窓口対応

- 情報提供専門職員
各地の地方事務所の窓口では、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談に関する有資格者や司法書士などが対応にあたっています。(地方事務所により担当者が異なります。)
- 地域密着の情報
不定期に開催される相談会や、相談待機状況など、地元だからその有用な相談窓口情報を提供します。
- 面談による情報提供
お電話では伝わりにくい書面等を見ながらの情報提供も行います。

関係機関との連携

法テラスでは、関係機関と法テラスの担当者が日頃から連絡を取り合える関係を築き、相互の業務内容はもとより、相談業務の開催状況、混雑状況なども把握することで、利用者の負担をできる限り少なくし、必要な情報を迅速・的確に提供していけるよう、より密接な連携を目指しています。

●関係機関と法テラスが連携するメリット

- 関係機関との連携により密接になるほど、相互に相談内容等の情報を共有でき、利用者や相談担当者の負担はより少なくなります。
- 法テラスが適切な相談窓口をご紹介することにより、効率的に専門の窓口へご案内することができます。

業務説明・法教育等事業

●法テラスの業務や法制度について周知・啓発を進めています。

法テラスでは、関係機関向けの業務説明会や、地域住民等に法律を身近なものとして考えてもらうための様々なイベントを、各地で開催しています。

多言語情報提供サービス(10言語に対応)

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語を話される方から

☎ **0570-078377** おん な や み な し にお電話いただくと、通訳を介し、

日本の法制度や相談窓口情報をご紹介いたします。

IP電話、プリペイド携帯電話からは050-3754-5430にお電話ください。

■時 間：平日9:00~17:00(年末年始を除く)

■利用料：0円(※通話料がかかります。)

詳しくはHPをご参照ください。 <https://www.houterasu.or.jp/multilingual/index.html>





【民事法律扶助業務】

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う業務です。
(総合法律支援法第30条第1項第2号)

平成28年7月1日からは、政令で指定された大規模災害により被災された方に、災害発生日から最長で1年間、資力を問わない無料法律相談を行う業務(被災者法律相談援助)を開始しました。

(総合法律支援法第30条第1項第4号)

平成30年1月24日からは、認知機能が十分でないために自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方(特定援助対象者)を対象とした、資力にかかわらない法律相談援助を開始し、弁護士費用等の立替えの対象を一定の行政不服申立手続まで拡大しました。

(総合法律支援法第30条第1項第2号及び同項第3号)

※【震災法律援助業務】「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象とした資力を問わない無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替えを行う制度。「法テラス震災特例法」の失効により、令和3年3月31日新規申込受付終了。



相談風景

援助の内容

「経済的に余裕のない方」に無料で法律相談（一般法律相談援助）を実施します。また、「認知機能が十分でない方（特定援助対象者法律相談援助）」、「政令で指定された大規模災害により被災された方（被災者法律相談援助）」に対する法律相談も実施しています（対面による実施が困難な場合等には、オンライン等による法律相談が受けられる場合があります）。法律相談の結果、裁判や交渉など弁護士・司法書士の代理が必要な場合や裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、その費用の立替えを行います（代理援助・書類作成援助）。

法律相談援助

特定援助対象者法律相談援助

高齢や障がいなどで認知機能が十分でない方を対象とした資力にかかわらずない出張法律相談

※対象者を支援する地方公共団体や福祉機関等からの申し入れに基づき実施します。
※資力が一定の基準を超える方には費用をご負担いただけます。

一般法律相談援助

経済的に余裕のない方を対象とした弁護士・司法書士による無料法律相談

※刑事事件に関するものは対象になりません。

被災者法律相談援助

政令で指定された大規模災害により被災された方を対象とした資力を問わない無料法律相談

※災害発生日から1年を超えない範囲内で政令で定める期間実施します。

代理援助・書類作成援助（費用立替）

代理援助

民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士・司法書士費用等（着手金・実費等）の立替え

ただし、別途報酬金をご負担いただく場合もあります。

書類作成援助

裁判所提出書類の作成等における司法書士・弁護士費用等（報酬・実費等）の立替え

援助の要件（一般法律相談援助・代理援助・書類作成援助）

- ・一般法律相談援助を受けるためには、①と③の要件を満たすことが必要です。
- ・代理援助、書類作成援助を受けるためには、①②③の要件を満たすことが必要です。

①資力が一定基準以下であること ※ご家族の人数によって基準が異なります。

- (1) 月収が一定基準以下であること
- (2) 保有資産（現金・預貯金・不動産など）が一定基準以下であること
（一般法律相談援助の場合は、現金預貯金のみの合計）

②勝訴の見込みがないとはいえないこと

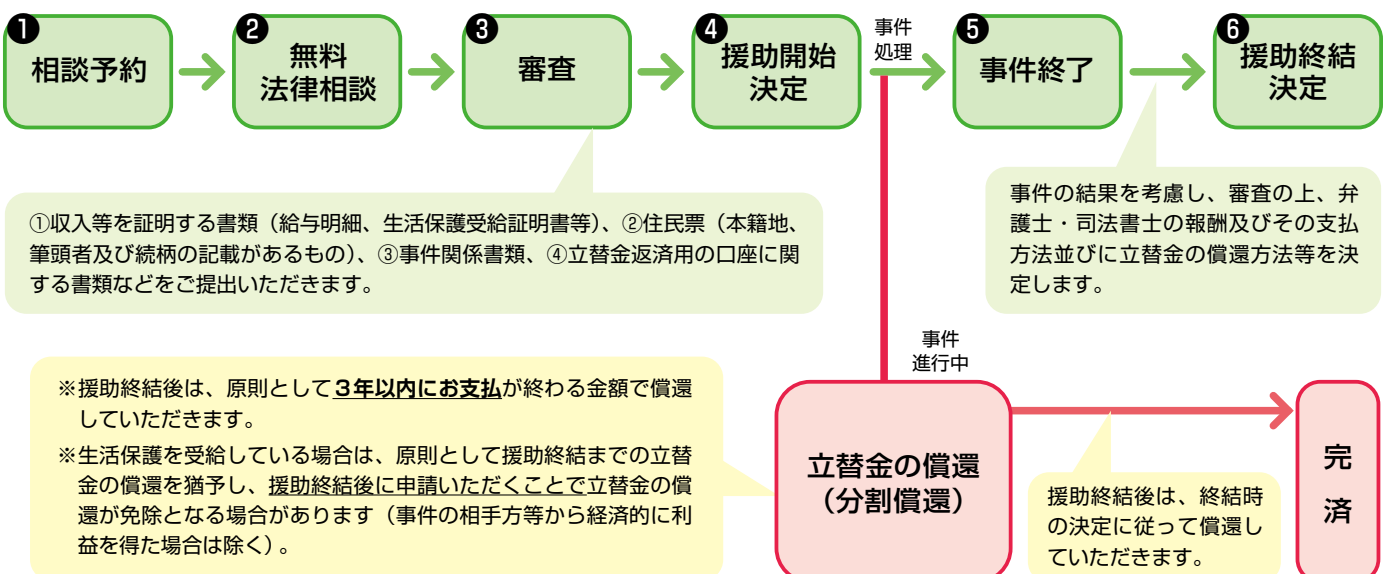
和解、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含みます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、又権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

※「特定援助対象者法律相談援助」、「被災者法律相談援助」の要件は、「一般法律相談援助」と異なります。

手続きの流れ（一般法律相談援助・代理援助・書類作成援助）



※「特定援助対象者法律相談援助」、「被災者法律相談援助」をご利用された方でも、援助の要件を満たす場合、代理援助・書類作成援助のサービスを受けられます。



【国選弁護等関連業務】

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で弁護人を依頼できない場合に、裁判所が弁護人を選任する制度です。また、国選付添制度とは、少年事件について、一定の重大事件等の場合に、裁判所が付添人を選任する制度です。

法テラスでは、国選弁護人・付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人・付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人・付添人に対する報酬・費用の算定・支払などの業務を行います。

（総合法律支援法第30条第1項第6号）

国選弁護制度と国選付添制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に本人の請求又は法律の規定により裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度です。国選付添制度とは、少年事件（一定の重大事件等）について、裁判所の職権により弁護士を付添人として選任する制度です。

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関して、国の委託に基づき、裁判所等の求めに応じ、法テラスとの間で国選弁護人・付添人の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（契約弁護士）の中から、国選弁護人・付添人の候補を指名し、裁判所等に通知すること、及びこの通知に基づき国選弁護人・付添人に選任された契約弁護士にその事務を取り扱わせることとされています。

このように、法テラスは、スタッフ弁護士を含めた契約弁護士を

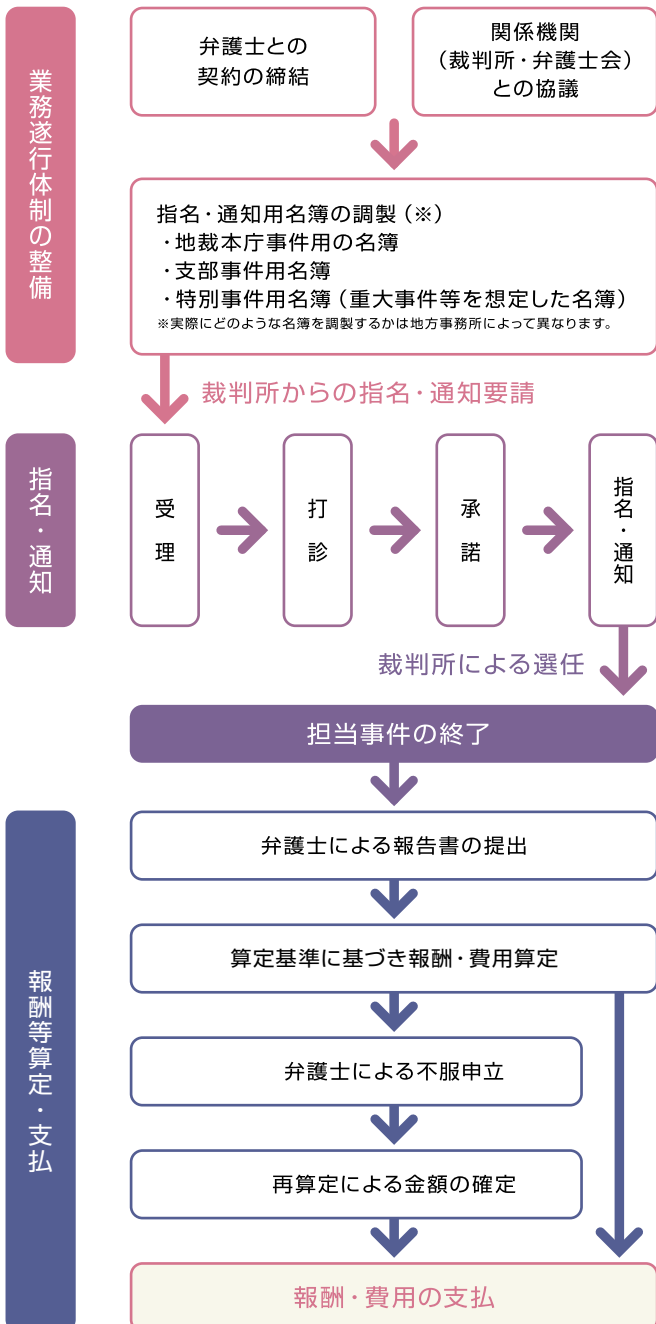
確保し、全国的に充実した弁護・付添活動を提供していく業務を担っており、国選弁護人・付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人・付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人・付添人に対する報酬・費用の算定・支払などの業務を行っています（総合法律支援法第30条第1項第6号）。

国選弁護関連業務は、平成21年5月21日に被疑者国選弁護対象事件の範囲が拡大され、裁判員制度も始まりました。その後、対象事件の範囲は、平成30年6月1日、被疑者が勾留された全事件にさらに拡大されました。国選付添関連業務も、平成26年6月18日に対象事件の範囲が拡大されました。法テラスの国選弁護・付添関連業務は、さらなる充実・強化が求められています。

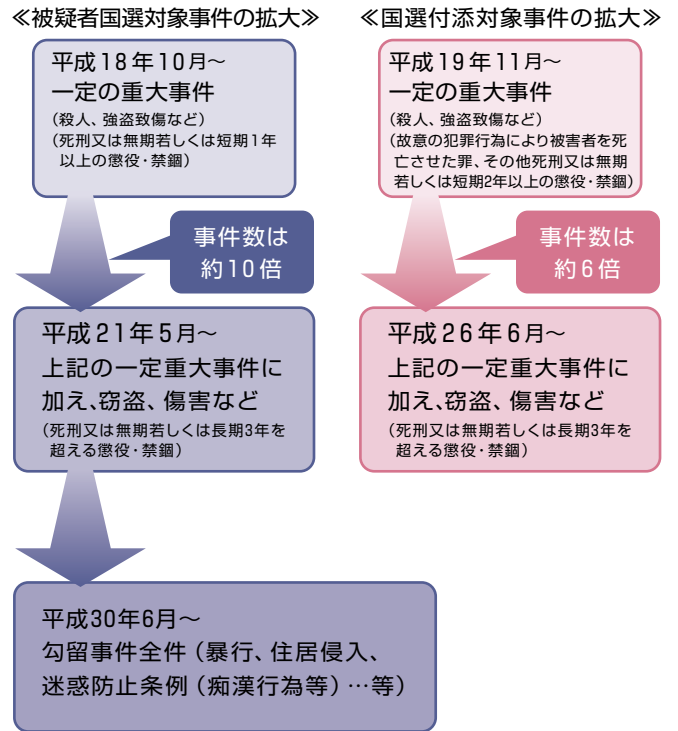
なお、国選弁護制度及び国選付添制度は、法律上それぞれ刑事事件及び少年事件に限られており、民事事件では利用できません。

国選弁護等関連業務の概要

●国選弁護等関連業務の概要

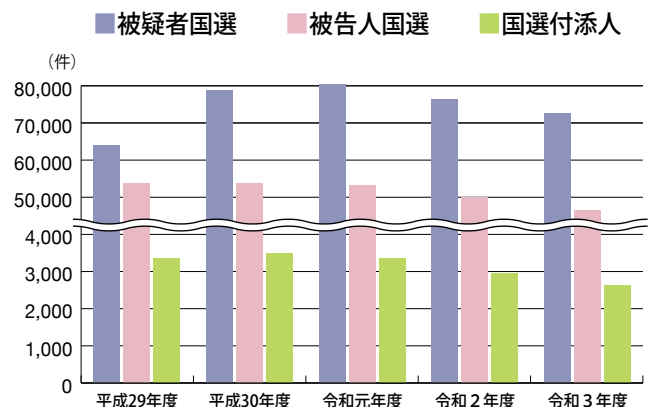


●被疑者国選・国選付添対象事件拡大の経緯



●被疑者国選弁護・被告人国選弁護・国選付添事件受理件数の推移

《被疑者国選弁護事件・被告人国選弁護事件・国選付添事件受理件数》





【司法過疎対策業務】

何らかのトラブルに巻き込まれたときに、法律家にアドバイスをしてもらえることは大変に心強いものです。しかし、日本には身近に法律家がない地域が少なくなく、そのような地域では解決の糸口を見つけることもできずにトラブルを抱えたまま悩んでいる方も多くいらっしゃいます。

法テラスではこのような司法へのアクセスが困難な地域（司法過疎地域）の解消に向け、司法過疎地域事務所を設置し、後述の「スタッフ弁護士」を常駐させ、法律事務全般を取り扱わせるなどの業務に取り組んでいます。（総合法律支援法第30条第1項第7号）

【スタッフ弁護士】

法テラスと契約をしている弁護士には、「一般契約弁護士」と呼ばれる一般の開業弁護士の他に、法テラスに勤務している「常勤弁護士（スタッフ弁護士）」がいます。

スタッフ弁護士は、日本全国に展開する法テラスの地方事務所、支部及び地域事務所において、民事法律扶助や国選弁護制度を利用する法律事務などを取り扱っています。

法テラスは「民事、刑事を問わず、あまねく全国に置いて、法による紛争の解決に必要なサービスの提供が受けられる社会の実現」を目指しています（総合法律支援法第2条）。その重要な担い手となるのがスタッフ弁護士です。

司法過疎問題

日本には全国に地方裁判所の支部が置かれているところ、その地方裁判所支部管轄単位で弁護士がゼロか1人しかいない、いわゆる「ゼロワン地域」は、平成18年10月に38か所でした。令和4年4月現在では2か所まで減少していますが、弁護士が少ないゆえに司法へのアクセスが困難な地域はまだ存在します。

法テラスでは、このような司法過疎地域に、地域事務所を設置し（司法過疎地域事務所）、法テラスに勤務する「スタッフ弁護士」を常駐させ、資力が一定基準以下の方のための民事法律扶助や国選弁護制度を利用する法律事務のほか、資力が一定基準を超える方から依頼される法律事務などを取り扱わせています。

これにより、法律の専門家の不在等が原因で解決することが困難であった法的トラブルに対処していきます。

スタッフ弁護士の主な業務について

地方事務所、支部併設の法律事務所
扶助・国選地域事務所



- 民事法律扶助事件（5ページ「民事法律扶助業務」参照）
- 国選弁護事件（7ページ「国選弁護関連業務」参照）
- 国選被害者参加事件（11ページ「犯罪被害者支援業務」参照）
- 日弁連委託援助事件（13ページ「受託業務」参照）

司法過疎地域事務所



- 民事法律扶助事件（5ページ「民事法律扶助業務」参照）
- 国選弁護事件（7ページ「国選弁護関連業務」参照）
- 国選被害者参加事件（11ページ「犯罪被害者支援業務」参照）
- 資力が一定基準を超える方の法律事務など（上記「司法過疎問題」参照）
- 日弁連委託援助事件（13ページ「受託業務」参照）

スタッフ弁護士は、上記事件を取り扱うほか、司法ソーシャルワーク（地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方の下に出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組）や、民生委員等への講演、学校等における法教育など、地域に密着した多様な業務も展開しています。

スタッフ弁護士の声 ※所属は令和5年4月現在のものです。

法テラス魚津法律事務所



常勤弁護士
佐藤 佳実

富山地方・家庭裁判所魚津支部の管内には魚津市を含む2市2町があります。北西に富山湾、南東に立山連峰、市中には水田が広がる自然豊かな地域です。スタッフ弁護士を除くと、管内弁護士は5名、弁護士1人当たり人口は2万人超。離島ではありませんが、ここも司法過疎地域です。法テラス魚津では、資力に乏しい方の債務整理や家事事件等のほか、資力がある方の不動産や相続等に関する事件、成年後見や相続財産管理、破産管財等、裁判所から選任される事務も取り扱っています。加えて社会福祉協議会と事例検討を行うなど法律事務以外の活動もあり、幅広い業務に取り組んでいます。

法テラス多摩法律事務所



常勤弁護士
加藤 梓

法テラス多摩は、東京都立川市に所在する支部で、主に東京23区外の市区町村の事件を担当しています。都内とはいえ、多摩地域ではまだ弁護士が不足しているため、経済的に困窮している方々の事件に積極的に取り組んでいます。また、多摩支部内の国選刑事事件の約6%を私達多摩のスタッフ弁護士が受任しています。数多くの刑事事件を受任している以上、私達は最善の弁護活動を提供できるように、研修や自主的な勉強会を行い、日々刑事弁護技術の向上に努めています。

法テラス対馬法律事務所



常勤弁護士
金澤 万里子

対馬は、朝鮮半島の南に浮かぶ離島です。福岡から138km、韓国まではわずか50kmです。空気の澄んだ日には島の北側から釜山の街並みが見えます。法テラス対馬では、現在成年後見制度の拡充に力を入れています。高齢化率に比して、対馬で後見制度の利用が進まない理由には、地域で高齢者を支える習慣が残っていることに加え、裁判所や弁護士に対する敷居の高さがあります。島を南北に掛け巡り、弁護士が少しでも身近な存在になれるように努めています。

法テラス兵庫法律事務所



常勤弁護士
葛西 秀和

事務所は、法テラスの一番新しい法律事務所です。令和2年10月の開所より、高齢者、障がい者、未成年者、女性、犯罪被害者、罪を犯した人、自分の力だけでは解決できない難問を抱えた方や、その支援者の方々からご相談を受けております。都市部であっても自分の力だけでは法的サービスが必要だと気づけない方がおられます。「まだ会えぬその方」に法的サービスを届けたい。それが弁護士10年生の私の原動力です。



【犯罪被害者支援業務】

犯罪の被害にあわれた方や家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供します。

また、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携の下、各地の相談窓口の情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口を案内します。

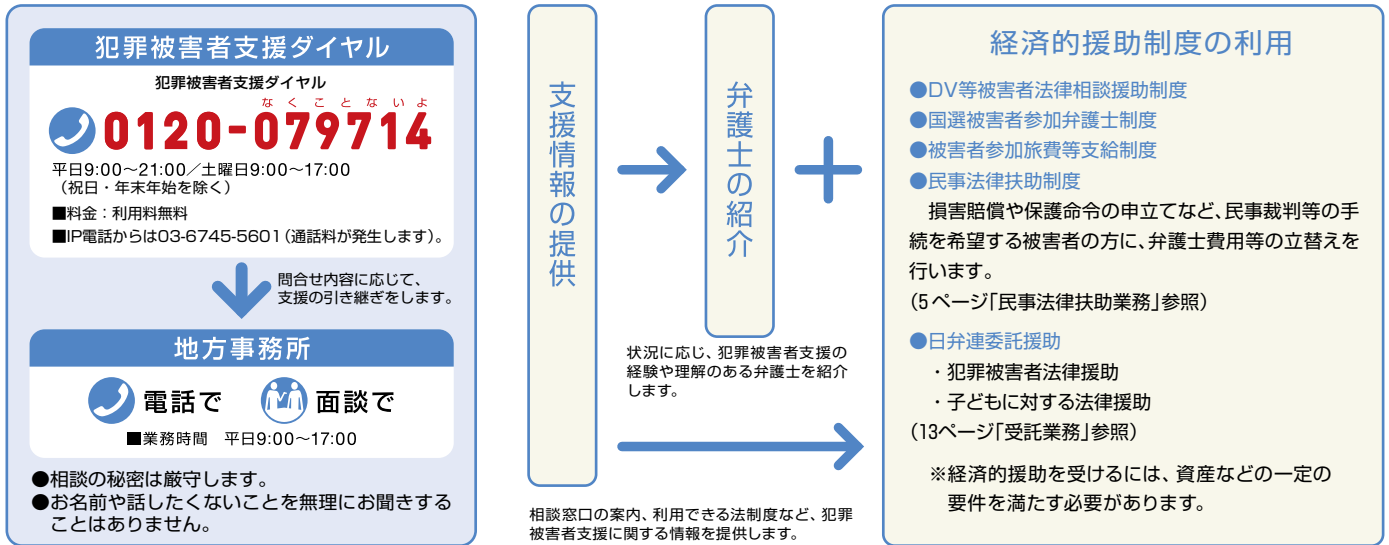
平成30年1月24日からは、DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方を対象にした法律相談に関する業務を開始しました。（総合法律支援法第30条第1項第5号）

さらに、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介（同項第8号）や「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務（同項第6号）、「被害者参加旅費等支給制度」に関する業務（同項第9号）を行っています。

ポスター

犯罪被害者支援の概要

法テラスでは、殺人、傷害、性被害、配偶者からの暴力(DV)などの犯罪の被害にあわれた方々やその家族の方などの個々の状況に応じ、様々な支援情報を提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用の援助制度のご利用を案内するなど、犯罪被害者を多角的にサポートしています。



DV等被害者法律相談援助制度

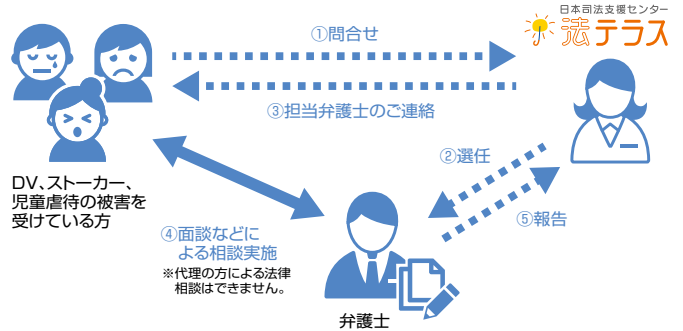
DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に対し、資力に関わらず、弁護士による速やかな法律相談を実施する制度です。

- 刑事・民事問わずご相談いただけます。
- 以下の基準を満たす方は無料です。基準を超える場合は5,500円(税込)がかかります。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること
※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

●ご利用の流れ



「国選被害者参加弁護士制度」と「被害者参加旅費等支給制度」

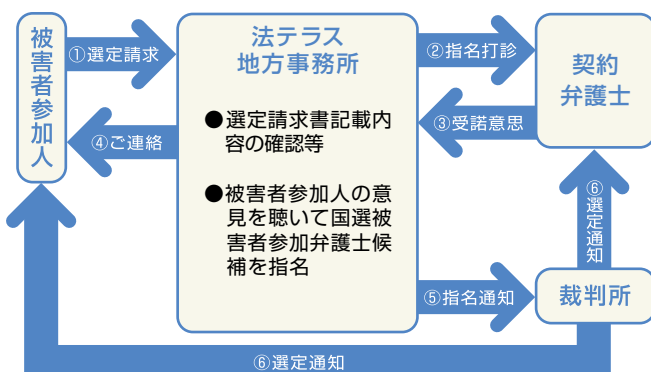
■被害者参加制度

一定の犯罪被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。参加を許可された被害者などは、「被害者参加人」と呼ばれます。

■国選被害者参加弁護士制度

被害者参加人が経済的に余裕のない場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

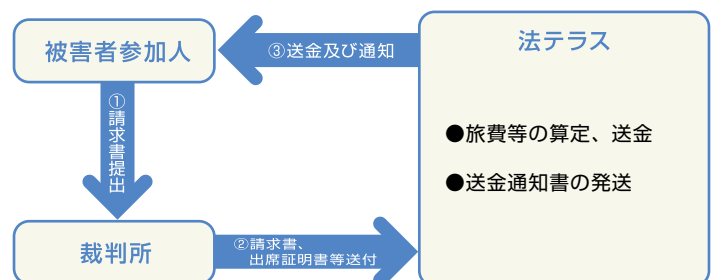
●国選被害者参加弁護士の選定の流れ



■被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。資力にかかわらず、全ての被害者参加人の方がご利用いただけます。

●被害者参加旅費等の支給の流れ





【受託業務】

受託業務とは、総合法律支援の趣旨から、法テラスの本来業務（総合法律支援法第30条第1項に定める業務）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務です。

現在は、日本弁護士連合会からの委託による受託業務を行っています（総合法律支援法第30条第2項）。

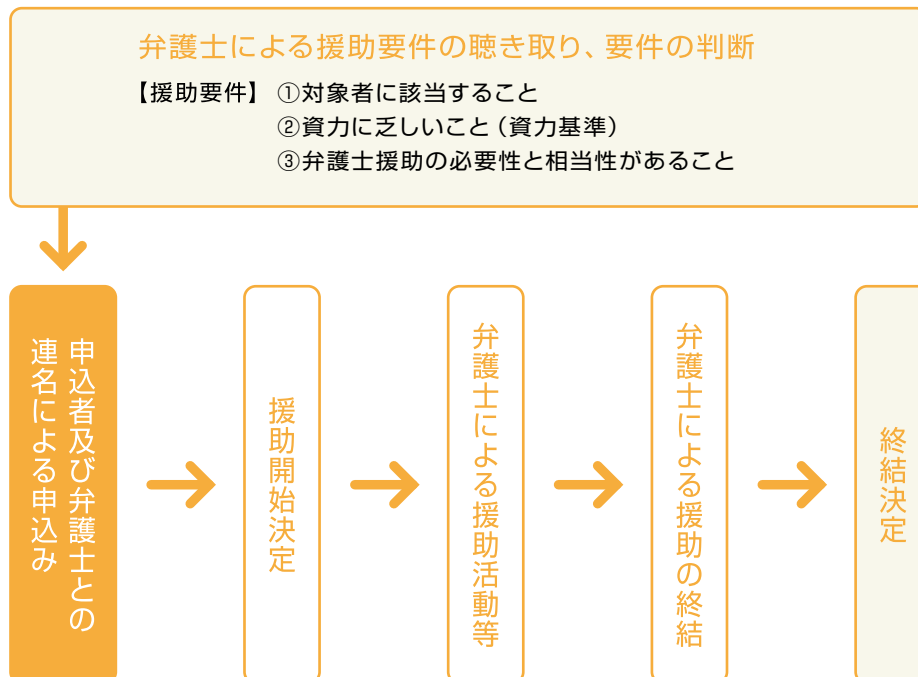
日本弁護士連合会委託援助業務

平成19年10月1日から、日本弁護士連合会からの委託による、日本弁護士連合会委託援助業務を行っています。この業務は、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない方を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助と費用等の援助を行う業務です。

●日本弁護士連合会委託援助業務の内容

対象者	援助内容
① 身体を拘束された刑事被疑者	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉 その他逮捕から勾留決定されるまでの刑事弁護活動全般
② 家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉 その他付添人活動全般
③ 犯罪被害者	被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解の交渉、犯罪被害者等給付金申請、報道機関への積極的な対応等、その他DV事件でのシェルターへの保護など犯罪被害者支援のために必要な活動
④ 難民	難民認定申請、申請却下に対する審査請求申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤ 人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	①在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 ②在留資格がないために民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥ 人権救済を必要としている子ども	①児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整等 ②子どもの手続代理人 ③②以外の訴訟代理 ④触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦ 精神障害者・心神喪失等医療観察法対象者	退院請求、処遇改善等の行政手続の代理
⑧ 人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者等	生活保護申請援助、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑨ ①、②を除く各援助対象者	①、②を除く上記各援助に関する法律相談

【受託業務の手続の流れ】



主な業務の概況

業 務	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
情報提供業務					
サポートダイヤル問合せ件数（電話）	305,130 件	322,150 件	345,623 件	291,194 件	317,999 件
サポートダイヤル問合せ件数（メール）	34,214 件	40,559 件	49,477 件	58,339 件	59,754 件
サポートダイヤル問合せ件数（合計）	339,344 件	362,709 件	395,100 件	349,533 件	377,753 件
地方事務所問合せ件数	196,135 件	206,269 件	200,333 件	202,211 件	216,639 件
民事法律扶助業務					
法律相談援助件数	302,410 件	314,614 件	315,085 件	290,860 件	312,770 件
代理援助開始決定件数	114,770 件	115,830 件	112,237 件	105,630 件	103,478 件
書類作成援助開始決定件数	4,278 件	3,522 件	3,309 件	3,476 件	3,393 件
契約弁護士数（注1）	22,346 人	23,371 人	23,740 人	24,028 人	24,056 人
契約司法書士数	7,294 人	7,440 人	7,453 人	7,500 人	7,525 人
国選弁護等関連業務					
被疑者国選弁護事件受件件数	63,839 件	78,780 件	80,145 件	76,073 件	72,308 件
被告人国選弁護事件受件件数	53,655 件	53,862 件	53,010 件	50,076 件	46,594 件
国選弁護人契約弁護士数（注1）	28,585 人	29,297 人	30,160 人	30,897 人	30,950 人
国選付添事件受件件数	3,417 件	3,489 件	3,325 件	2,941 件	2,604 件
国選付添人契約弁護士数（注1）	14,867 人	15,177 人	15,501 人	15,886 人	15,909 人
司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	215 人	198 人	201 人	194 人	183 人
司法過疎地域事務所の設置数	35 か所	35 か所	34 か所	34 か所	34 か所
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	13,461 件	15,145 件	15,343 件	14,309 件	15,908 件
地方事務所問合せ件数	12,717 件	14,035 件	11,262 件	10,768 件	12,108 件
精通弁護士紹介件数	1,705 件	1,795 件	1,355 件	1,252 件	1,181 件
DV 等被害者法律相談援助件数（注2）	141 件	809 件	832 件	983 件	972 件
DV 等被害者援助弁護士数（注2）（注3）	1,716 人	1,882 人	1,953 人	2,097 人	2,198 人
国選被害者参加弁護士選定請求件数	561 件	635 件	595 件	691 件	661 件
被害者参加弁護士契約弁護士数（注3）	5,038 人	5,250 人	5,440 人	5,570 人	5,631 人
受託業務					
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数（全援助合計）	22,206 件	15,158 件	12,374 件	10,688 件	10,364 件
中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数（注4）	1 件	0 件	0 件	-	-

（注1）民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務における契約弁護士について、令和3年度は、第74期司法修習生の弁護士一斉登録が令和4年4月中旬にずれ込んだため、契約弁護士数には反映されていない。

（注2）DV等被害者法律相談援助は平成30年1月開始

（注3）犯罪被害者支援業務においては、契約・登録に一定の経験と研修を要することから、（注1）による影響は少ない。

（注4）中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務は令和2年3月末で終了

【 関係機関との連携による 業務運営 】



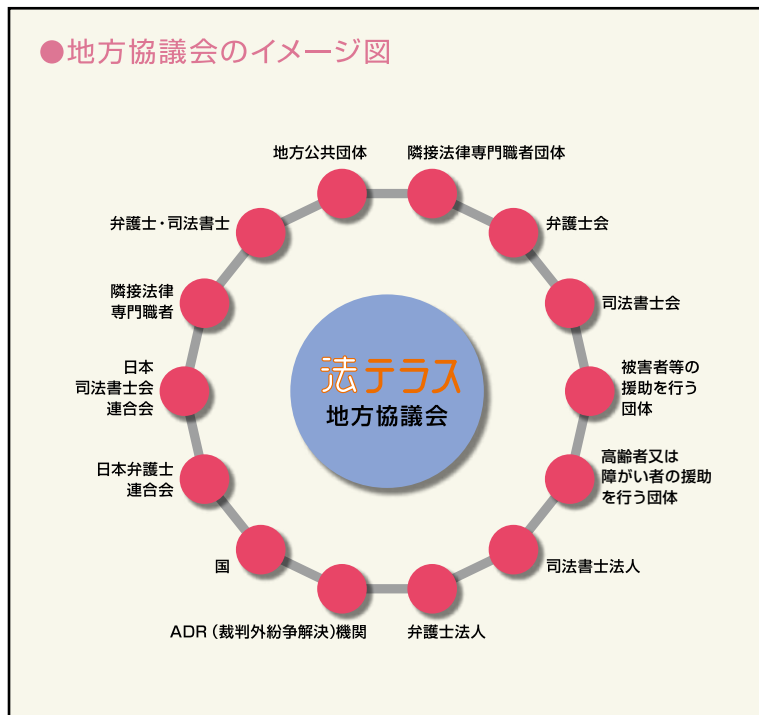
関係機関の連携確保・強化／利用者の意見を踏まえたサービス提供

法テラスは、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障がい者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図る業務を行うこととされています。

(総合法律支援法 第32条第3項)

具体的には、法テラスの業務運営に当たっては、利用者が求めているサービスの提供が行われるよう、地方協議会の開催などにより、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた業務運営に努めなければならないこととされています。

(総合法律支援法 第32条第4項)



関係機関との会議



関係機関に向けた法律講座

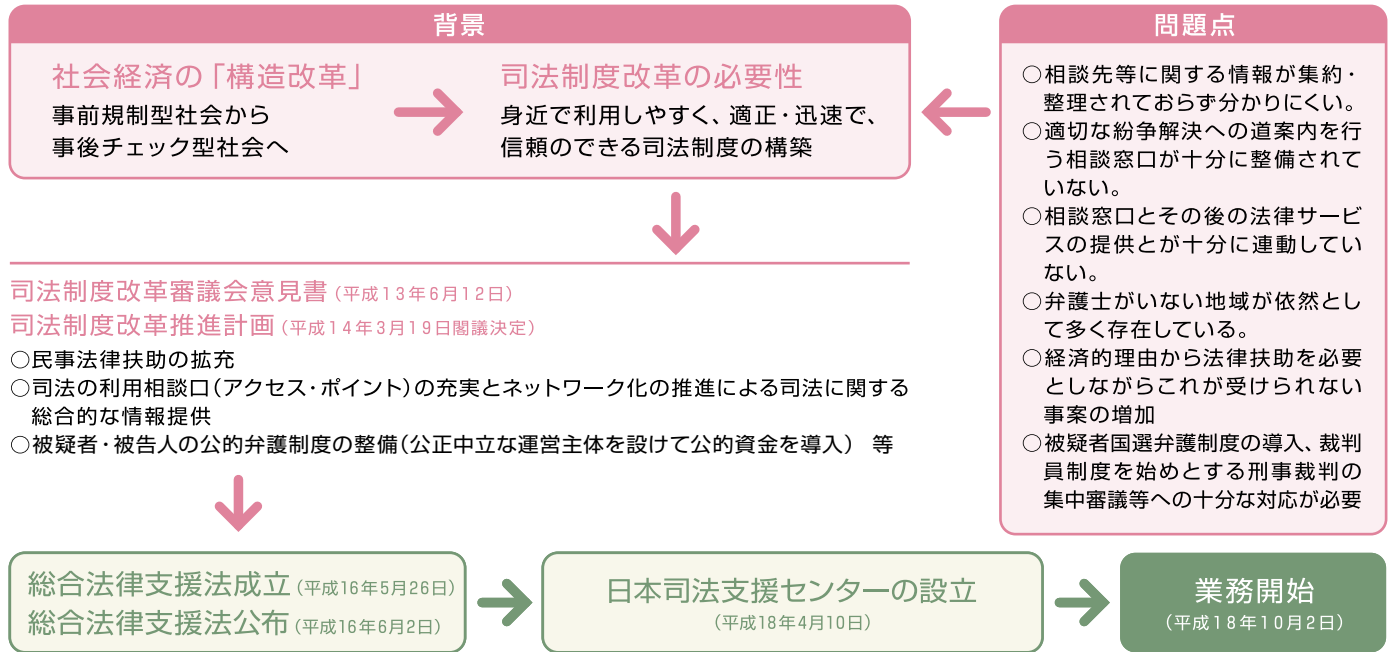
●司法ソーシャルワーク ～福祉機関等との連携～

福祉の問題の中には、法律の問題が含まれていることが少なくありません。例えば、認知症等により判断能力の低下した親の年金を、金銭問題を抱えた子が搾取しているため、親が必要な介護サービスが使えないという事例では、虐待問題としての初期対応だけではなく、親の財産管理について成年後見制度等の活用を検討するとともに、債務整理により子の家計改善を行うことが、福祉の問題解決に有効です。

法テラスの「司法ソーシャルワーク」は、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方の下に出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組です。

【 設 立 の 背 景 】

設立の背景



沿革

平成 16年 6月	総合法律支援法公布
平成 17年 9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成 18年 4月 10日	日本司法支援センター設立 (本部・東京)
10月 2日	業務開始
平成 19年 10月 1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
11月 1日	国選付添人に関する業務開始
平成 20年 12月 1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成 21年 5月 1日	法テラス本部移転 (中野坂上)
5月 21日	被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成 22年 2月 25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で100万件を突破
12月 1日	コールセンターが宮城県で受電業務を開始
平成 23年 10月 2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を開所 (さらに平成24年から平成25年にかけて、6か所に被災地出張所を設置)
11月 1日	法テラス災害ダイヤル (震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル) 開始
平成 24年 4月 1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律 (法テラス震災特例法) が施行
平成 25年 3月 24日	多言語情報提供サービスを開始
12月 1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成 26年 4月 1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
6月 18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成 27年 3月 31日	法テラス震災特例法の延長が決定 (平成30年3月31日まで)
平成 28年 7月 1日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始 (平成29年4月13日まで)
平成 29年 1月	民事法律扶助援助件数 (代理援助・書類作成援助) が累計で100万件を突破
平成 30年 1月 24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」開始
3月 30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定 (令和3年3月31日まで)
6月 1日	被疑者国選弁護制度の対象が勾留事件全件に拡大
7月 14日	平成30年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始 (令和元年6月27日まで)
平成 31年 (令和元年)	
10月 18日	令和元年台風第19号被災者に対する「被災者法律相談援助」開始 (令和2年10月9日まで)
令和 2年 3月 5日	新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、Q & Aを作成し、ホームページに掲載
7月	「電話等による法律相談援助」開始
令和 3年 3月 7日	令和2年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始 (令和3年7月2日まで)
9月	法テラス震災特例法の失効により、震災法律援助の新規申込受付終了 (被災地出張所7か所のうち5か所を閉鎖)
令和 4年 3月 29日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で500万件を突破
11月 14日	法務大臣、第5期中期計画を認可 (期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日まで)
	「霊感商法等対応ダイヤル」開設

【組織と運営】



【総合法律支援法のあらまし】

「総合法律支援法」は、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律です。

法テラスは、この法律に基づき政府全額出資によって設立された法人です。

目的（第1条）

この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

基本理念（第2条）

総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第7条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

国の責務（第8条）

国は、第2条に定める基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務（第9条）

地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域における総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講ずる責務を有する。

業務の範囲（第30条）

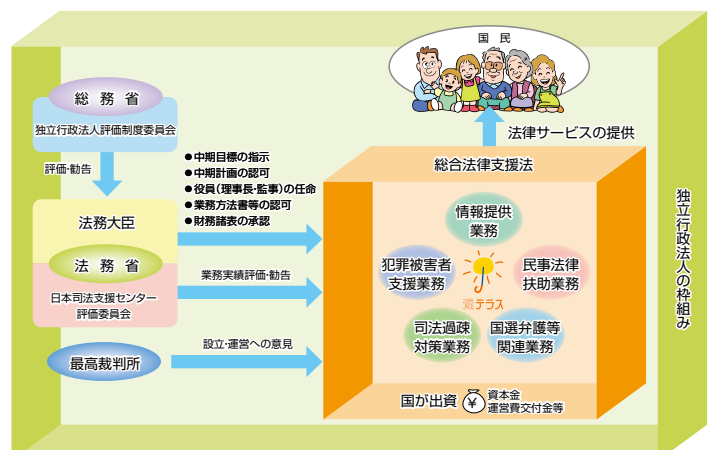
支援センターは、第14条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。
(各業務の詳細は、3ページから16ページを参照)

法テラスの組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られています。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公共的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいいます。

法テラスは法務省の所管法人ですが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するなど独立行政法人そのものではないため、名称中に「独立行政法人」という文字が用いられていません。

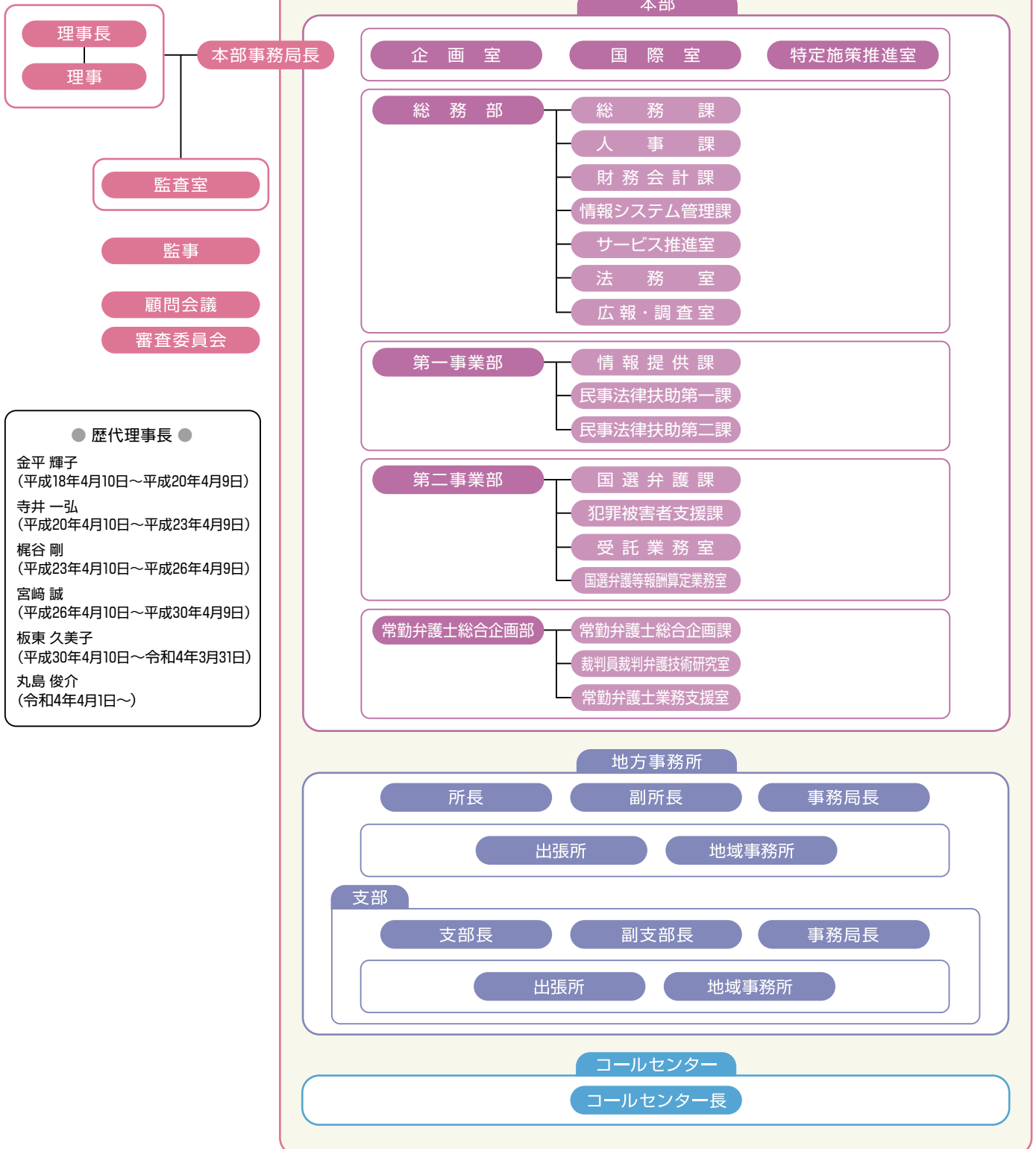
業務の運営に関しては、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画と、年度ごとの年度計画を策定した上で、それを達成すべく法テラスが質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられています。



全体組織図

内部組織

(令和5年3月31日現在)



● 歴代理事長 ●

- 金平 輝子
(平成18年4月10日～平成20年4月9日)
- 寺井 一弘
(平成20年4月10日～平成23年4月9日)
- 梶谷 剛
(平成23年4月10日～平成26年4月9日)
- 宮崎 誠
(平成26年4月10日～平成30年4月9日)
- 板東 久美子
(平成30年4月10日～令和4年3月31日)
- 丸島 俊介
(令和4年4月1日～)

※地方事務所、支部には法律事務所が併設されている事務所もあります。

常勤職員数743名

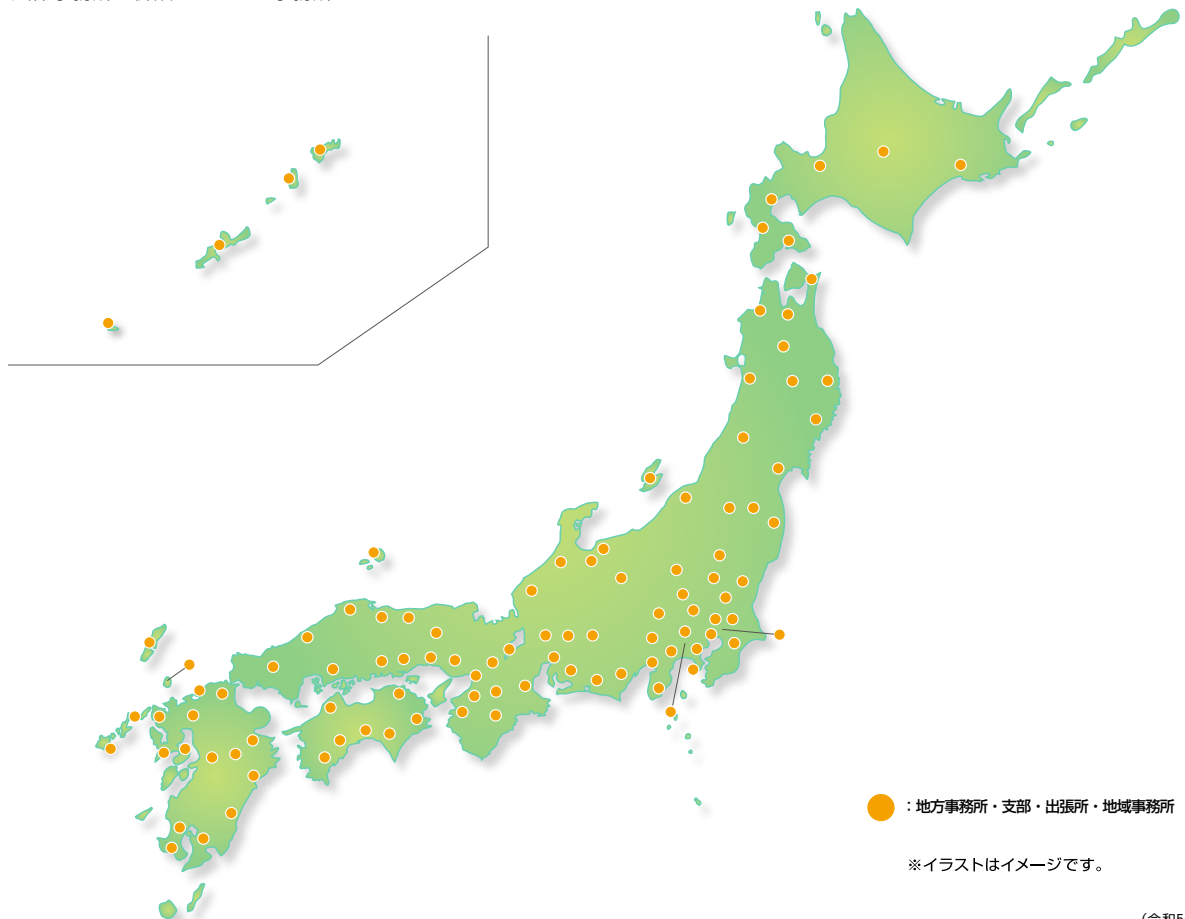


事務所の種類

法テラスには、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所という4種類の事務所があります。設置の目的がそれぞれ異なるため、扱う業務の範囲も違います。

事務所の種類	① 地方事務所	② 支部	③ 出張所	④ 地域事務所
役割等	全都道府県の県庁所在地に各1か所、北海道は札幌以外に3か所、合計50か所設置。都道府県内の支部・出張所等の事務所を管轄する役割も持つ。	全国に11か所設置。人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を担当する。	東京に2か所、大阪に1か所設置。民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務等も行う。 なお、東日本大震災の被災者支援のため、岩手に1か所、福島に1か所出張所を設置している。	弁護士等の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置。現在37か所あり、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が常駐している。
正式名称	日本司法支援センター ●●地方事務所	日本司法支援センター ●●地方事務所 ▲▲支部	日本司法支援センター ●●地方事務所 ▲▲出張所	日本司法支援センター ●●地方事務所 ▲▲地域事務所
通称	法テラス●● 例：法テラス東京	法テラス▲▲ 例：法テラス多摩	法テラス▲▲ 例：法テラス上野	法テラス▲▲法律事務所 例：法テラス佐渡法律事務所
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う5つの主要業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般 (有償による法律相談・事件の受任も含む) <small>※民事法律扶助、国選弁護等関連業務のみ扱う事務所も3か所設置</small>

※①、②には法律事務所が併設されている事務所もあります。



(令和5年4月1日現在)

【全国の法テラス事務所】

050

■法テラスでは、IP電話を使用しています。
■おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルしてください。

(令和5年4月1日現在)

【地方事務所】50か所

北海道

札幌地方事務所	0503383-5555	〒060-0001	北海道札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F
函館地方事務所	0503383-5560	〒040-0063	北海道函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F
旭川地方事務所	0503383-5566	〒070-0033	北海道旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F
釧路地方事務所	0503383-5567	〒085-0847	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F

東北

宮城地方事務所	0503383-5535	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F
福島地方事務所	0503383-5540	〒960-8131	福島県福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F
山形地方事務所	0503383-5544	〒990-0042	山形県山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F
岩手地方事務所	0503383-5546	〒020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F
秋田地方事務所	0503383-5550	〒010-0001	秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F
青森地方事務所	0503383-5552	〒030-0861	青森県青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F

関東

東京地方事務所	0503383-5300	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F
神奈川地方事務所	0503383-5360	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
埼玉地方事務所	0503383-5375	〒330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F
千葉地方事務所	0503383-5381	〒260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-5-1 Qiball (きぼーる) 2F
茨城地方事務所	0503383-5390	〒310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3F
栃木地方事務所	0503383-5395	〒320-0033	栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F
群馬地方事務所	0503383-5399	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町2-3-12 しのめ信用金庫前橋営業部ビル4F
静岡地方事務所	0503383-5400	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F
山梨地方事務所	0503383-5411	〒400-0032	山梨県甲府市中央1-12-37 イリックスビル1F
長野地方事務所	0503383-5415	〒380-0835	長野県長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F
新潟地方事務所	0503383-5420	〒951-8116	新潟県新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F

中部

愛知地方事務所	0503383-5460	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F
三重地方事務所	0503383-5470	〒514-0033	三重県津市丸之内34-5 津中央ビル
岐阜地方事務所	0503383-5471	〒500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F
福井地方事務所	0503383-5475	〒910-0004	福井県福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F
石川地方事務所	0503383-5477	〒920-0937	石川県金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内
富山地方事務所	0503383-5480	〒930-0076	富山県富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F



近畿

大阪地方事務所	0503383-5425	〒530-0047	大阪府大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F
京都地方事務所	0503383-5433	〒604-8187	京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435 京都御池第一生命ビルディング3F
兵庫地方事務所	0503383-5440	〒650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F
奈良地方事務所	0503383-5450	〒630-8241	奈良県奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F
滋賀地方事務所	0503383-5454	〒520-0047	滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F
和歌山地方事務所	0503383-5457	〒640-8155	和歌山県和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F

中国

広島地方事務所	0503383-5485	〒730-0013	広島県広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F
山口地方事務所	0503383-5490	〒753-0045	山口県山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F
岡山地方事務所	0503383-5491	〒700-0817	岡山県岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F
鳥取地方事務所	0503383-5495	〒680-0022	鳥取県鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F
島根地方事務所	0503383-5500	〒690-0884	島根県松江市南田町60

四国

香川地方事務所	0503383-5570	〒760-0023	香川県高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F
徳島地方事務所	0503383-5575	〒770-0834	徳島県徳島市元町1-24 アミコビル3F
高知地方事務所	0503383-5577	〒780-0870	高知県高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F
愛媛地方事務所	0503383-5580	〒790-0001	愛媛県松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F

九州

福岡地方事務所	0503383-5501	〒810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F
佐賀地方事務所	0503383-5510	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F
長崎地方事務所	0503383-5515	〒850-0875	長崎県長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F
大分地方事務所	0503383-5520	〒870-0045	大分県大分市城崎町2-1-7
熊本地方事務所	0503383-5522	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F
鹿児島地方事務所	0503383-5525	〒892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F
宮崎地方事務所	0503383-5530	〒880-0803	宮崎県宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F
沖縄地方事務所	0503383-5533	〒900-0023	沖縄県那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F

【全国の法テラス事務所】

050

■法テラスでは、IP電話を使用しています。
■おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルしてください。

(令和5年4月1日現在)

【支部】11か所

関東

多摩支部	0503383-5327	〒190-0012	東京都立川市曙町2-8-18	東京建物ファースト立川ビル5F
川崎支部	0503383-5366	〒210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1	パシフィックマークス川崎ビル10F
小田原支部	0503383-5370	〒250-0012	神奈川県小田原市本町1-4-7	朝日生命小田原ビル5F
川越支部	0503383-5377	〒350-1123	埼玉県川越市脇田本町10-10	KJビル3F
松戸支部	0503383-5388	〒271-0092	千葉県松戸市松戸1879-1	松戸商工会議所会館3F
沼津支部	0503383-5405	〒410-0833	静岡県沼津市三園町1-11	
浜松支部	0503383-5410	〒430-0929	静岡県浜松市中区中央1-2-1	イーステージ浜松オフィス4F

中部

三河支部	0503383-5465	〒444-8515	愛知県岡崎市十王町2-9	岡崎市役所西庁舎1F (南棟)
------	--------------	-----------	--------------	-----------------

近畿

阪神支部	0503383-5445	〒660-0052	兵庫県尼崎市七松町1-2-1	フェスタ立花北館5F
姫路支部	0503383-5448	〒670-0947	兵庫県姫路市北条1-408-5	光栄産業(株)第2ビル

九州

北九州支部	0503383-5506	〒802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町1-4-21	魚町センタービル5F
-------	--------------	-----------	---------------------	------------

【出張所】5か所

東北

気仙出張所	0503383-1402	〒022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9-5	
ふたば出張所	0503381-3805	〒979-0403	福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3	広野みらいオフィス2F

関東

上野出張所	0503383-5320	〒110-0005	東京都台東区上野2-7-13	ヒューリック・損保ジャパン上野共同ビル6F
多摩支部八王子出張所	0503383-5310	〒192-0046	東京都八王子市明神町4-7-14	八王子ONビル4F

近畿

堺出張所	0503383-5430	〒590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町2-3-20	三共堺東ビル6F
------	--------------	-----------	--------------------	----------

【司法過疎地域事務所】34か所

北海道

江差地域事務所	0503383-5563	〒043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町199-5	
八雲地域事務所	0503383-8366	〒049-3106	北海道二海郡八雲町富士見町21-1	

東北

会津若松地域事務所	0503383-0521	〒965-0871	福島県会津若松市栄町5-22	フジヤ会津ビル1F
宮古地域事務所	0503383-0518	〒027-0083	岩手県宮古市大通4-4-22	宮古中央ビル2F
鹿角地域事務所	0503383-1416	〒018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50	鹿角市福祉保健センター2F
むつ地域事務所	0503383-0067	〒035-0073	青森県むつ市中央1-5-1	
鱒ヶ沢地域事務所	0503383-8369	〒038-2761	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4	鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内

関東

秩父地域事務所	0503383-0023	〒368-0041	埼玉県秩父市番場町11-1	サンウッド東和2F
牛久地域事務所	0503383-0511	〒300-1234	茨城県牛久市中央5-20-11	牛久駅前ビル4F
下田地域事務所	0503383-0024	〒415-0035	静岡県下田市東本郷1-1-10	パールビル3F
佐渡地域事務所	0503383-5422	〒952-1314	新潟県佐渡市河原田本町394	佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F



中部

可児地域事務所	0503383-0005	〒509-0214	岐阜県可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F
中津川地域事務所	0503383-0068	〒508-0037	岐阜県中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F
魚津地域事務所	0503383-0030	〒937-0067	富山県魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F

近畿

福知山地域事務所	0503383-0519	〒620-0054	京都府福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F
南和地域事務所	0503383-0025	〒638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F

中国

倉吉地域事務所	0503383-5497	〒682-0023	鳥取県倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室
浜田地域事務所	0503383-0026	〒697-0022	島根県浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F
西郷地域事務所	0503383-5326	〒685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F

四国

須崎地域事務所	0503383-5579	〒785-0003	高知県須崎市新町2-3-26
安芸地域事務所	0503383-0029	〒784-0003	高知県安芸市久世町9-20 すまいるあき4F
中村地域事務所	0503383-0467	〒787-0014	高知県四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F

九州

壱岐地域事務所	0503383-5517	〒811-5135	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F
五島地域事務所	0503383-0516	〒853-0018	長崎県五島市池田町2-20
対馬地域事務所	0503383-0517	〒817-0013	長崎県対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F
平戸地域事務所	0503383-0468	〒859-5121	長崎県平戸市岩の上町1507-1 NTT平戸ビル本館2F
雲仙地域事務所	0503383-5324	〒854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町14-3 雲仙市小浜老人福祉センター2F
高森地域事務所	0503383-0469	〒869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F
鹿屋地域事務所	0503383-5527	〒893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F
指宿地域事務所	0503383-0027	〒891-0402	鹿児島県指宿市十町912-7
奄美地域事務所	0503383-0028	〒894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F
徳之島地域事務所	0503381-3471	〒891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F
延岡地域事務所	0503383-0520	〒882-0043	宮崎県延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F
宮古島地域事務所	0503383-0201	〒906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F

【扶助・国選対応地域事務所】3か所

関東

熊谷地域事務所	0503383-5380	〒360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F
下妻地域事務所	0503383-5393	〒304-0063	茨城県下妻市小野子町1-66 セナミビル1F

九州

佐世保地域事務所	0503383-5516	〒857-0806	長崎県佐世保市島瀬町4-19 パードハウジングビル402号室
----------	--------------	-----------	--------------------------------

【法テラス運営理念】

法テラス運営理念

法テラスは、期待される役割をより良く果たすため、運営理念を定めています。この理念の下、役職員は職務に取り組んでおります。

■ 使 命 ■

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

■ 心がまえ ■

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

■ 行動指針 ■

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

【法テラスに寄せられる 皆様からの声や各種ご寄附】



法テラスに寄せられる皆様からの声の取扱いについて

法テラスは、ご利用者様をはじめ様々な方から寄せられる声を真摯に受け止め、業務のあり方を工夫し、皆様にとって利用しやすい機関となるよう、下記の基本方針を定め取り組んでいます。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、様々な事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられる様々な声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられる様々な声を取り扱ってまいります。

法テラスでは、各種のご寄附をお受けしています。

寄附金は、法テラスが行う公益性の高い各種業務の事業費や運営費に使用させていただきます。

一般寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、税制上（所得税・相続税・法人税）の優遇措置を受けることができます。いただいた寄附金を寄附者様のご意向にかなった目的に使用させていただく「用途特定寄附（しととくていきふ）」もあります。今まで国や地方公共団体へ納めていた税金を「ご自身の意思を反映」させるために寄附することで、お困りの方々を直接ご支援いただけます。

しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、「被害者のいない刑事事件」や「被害者に対する弁護ができない刑事事件」などの場合に、被告人・被疑者が反省の気持ちを込めて行う寄附です。しよく罪寄附は、裁判所において情状の資料として評価され、代理人弁護士からも情状の気持ちを示すのに有効との感想が寄せられています。

所定の申込書にご記入の上、寄附金を納付していただきますと、速やかに「しよく罪寄附を受けたことの証明」を発行いたします。

更生寄附

更生寄附とは、保護観察中の方や保護観察を終了した方が、犯した罪の重さを認識し、悔悟の情を深めるとともに、再び罪を犯さない決意を長く持ち続けるため、被害者等が被害弁償金を受けとられないなどの事情があるときはそれに代わるものとして、また、被害者のいない事件においては再び犯罪をしないための決意を表明するものとして、法テラスに対して行う寄附です。

法テラス・サポーターズクラブ

「法テラス・サポーターズクラブ」は、「法テラスを応援したい」、「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方ならどなたでもご入会いただけます。ご寄附は、1口1,000円から受け付けています。

ご寄附のお申込み・お問合せは、法テラス本部又は最寄の地方事務所へ



法テラスは、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。

正式名称は、日本司法支援センター。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと陽が差し、気持ちのよい場所というイメージを持つ。)のような場でありたいという意味も込めて法テラスと名づけました。

法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

法テラス災害ダイヤル

お な や み レス キュー
0120-078309

※災害関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931

※終了時期は未定です。最新の情報は、ホームページをご確認ください。

受付時間 平日9:30～17:00
(祝日・年末年始除く)

法テラス公式ホームページ：<https://www.houterasu.or.jp>

日本司法支援センター本部

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL.0503383-5333 (IP電話)

PC・スマートフォンサイト
二次元バーコード

